

永平寺町下水道条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和6年4月1日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町条例第15号

永平寺町下水道条例の一部を改正する条例

永平寺町下水道条例（平成18年永平寺町条例第135号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「法第12条の2第1項及び第5項」を「法第12条の2第3項及び第5項」に改める。

第11条第1項中「法第12条の11」を「法第12条の11第1項」に改め、同項第5号中「0.5ミリグラム」を「0.2ミリグラム」に改め、同項第9号中「ポリクロネイテッドビフェニル(別名PCB)」を「ポリ塩化ビフェニル」に改め、同項第10号中「0.3ミリグラム」を「0.1ミリグラム」に改め、同項第15号中「0.2ミリグラム」を「1ミリグラム」に改め、同項第21号中「0.06ミリグラム」を「0.03ミリグラム」に改め、同項第41号を削り、同項第40号中「法第6条第4号」を「法第6条第5号」に、「第21号」を「第38号」に、「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改め、同号を同項第43号とし、同項第36号から第39号までを3号ずつ繰り下げ、同項第35号中「(5日間)」を削り、同号を同項第38号とし、同項中第34号を第37号とし、同号の前に次の1号を加える。

(36) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有率 1リットルにつき
380ミリグラム未満

第11条第1項中第33号を第35号とし、第32号を第34号とし、第31号を削り、第30号を第33号とし、第29号を第32号とし、第28号を第31号とし、同項第27号中「5ミリグラム」を「2ミリグラム」に改め、同号を同項第30号とし、同項中第26号を第29号とし、第25号を第28号とし、第24号の次に次の3号を加える。

(25) ほう素及びその化合物 1リットルにつきほう素10ミリグラム以下

(26) ふっ素及びその化合物 1リットルにつきふっ素8ミリグラム以下

(27) 1,4-ジオキサン 1リットルにつき0.5ミリグラム以下

第19条中「第20条」を「次条」に改める。

第28条中「前条第1項」を「前条」に改める。

第34条第8号中「第23条第2項」を「第23条第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第11条第1項第43号の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 附則別表の左欄に掲げる有害物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場から公共水域に排出される水（以下「排水」という。）の第10条第1項に規定する排水基準（以下単に「排水基準」という。）は、令和6年4月1日から3年間は、第11条第1項第5号の規定にかかわらず、同表の右欄に掲げるとおりとする。

2 前項の規定の適用については、当該特定事業場に係る污水等を処理する事業場については、当該特定事業場の属する業種に属するものとみなす。

3 第1項に規定する排水基準は、水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年環境省令第4号）による改正後の排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号。以下「改正後の省令」という。）第2条の環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

第3条 この条例の施行の際現に設置されている特定施設（設置の工事がなされている施設を含む。）を設置する特定事業場の排水の六価クロム化合物についての排水基準は、令和6年4月1日から6月間（当該施設が水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第3に掲げる施設である場合にあっては、1年間）は、第11条第1項第5号及び前条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第4条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にした行為及び前条においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行日後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則別表（第2条関係）

有害物質の種類	業種	許容限度
六価クロム化合物 （単位 1リットルにつきミリグラム）	電気めっき業	0.5
備考 中欄に掲げる業種に属する特定事業場が同時に中欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合には、当該特定事業場から排出される排水の六価クロム化合物に係る排水基準については、右欄に掲げるものを適用する。		